

奈良県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、平岡土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年六月十四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 善明	葛城市平岡二九三―一
〃	岡本 雄嗣	〃 七九―一
〃	中川 秀一	〃 三八〇―一
〃	中谷 博次	〃 二九一
〃	森本 敬	〃 三〇八―一
〃	中谷 和也	〃 四八〇
監事	森本 久則	〃 七五―五
〃	中谷 賢一	〃 四八〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 善明	葛城市平岡二九三―一
〃	中川 秀一	〃 三八〇―一
〃	中谷 博次	〃 二九一
〃	中谷 和也	〃 四八〇
〃	岡本 繁	〃 二七一
〃	中川 隆史	〃 二六九
監事	中川 善己	〃 七〇〇
〃	吉藤 昌寛	〃 新庄五一三